

## 無形文化遺産保護条約に係る国際動向調査研究事業技術提案書作成要領

### 1 技術提案書の記載内容

仕様書に従い、技術提案書を作成し技術提案申請書とともに提出すること。

また、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。

#### ○ 技術提案書の様式

- （様式1） 技術提案申請書
- （様式2） 技術提案書（事業工程含む）
- （様式3） 事業実施体制
- （様式4） 競争加入者に関するデータ
- （様式5） 類似事業・施策等の実績

### 2 技術提案書の作成方法

- （1）用紙の大きさはA4版縦、横書きとする。ただし、図表等については必要に応じA3サイズの折り込みも可とする。
- （2）技術提案申請書（様式1）を除き、技術提案書の本文中には社名やロゴマーク等、申請者が特定できる記述や図柄は一切入れないこと。
- （3）様式1～5はすべて別様とすること。
- （4）技術提案書は、技術提案申請書（様式1）を除き20ページ以内とする。
- （5）技術提案書の作成・提出に係る費用は審査結果に関わらず申請者の負担とする。
- （6）技術提案書の内容については、他からの転載を禁止する。
- （7）提出後の書類の差し替え、変更、追加等は一切認めない。

### 3 質問の受付

質問者名、会社名、部署名、電話番号を明記の上、次の連絡先まで問い合わせること。

【担当】文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室

（TEL：03-5253-4111 内線4698）

仕様書に関する質問は競争参加者全員に回答する。

なお、審査に関する質問については回答できない。

### 4 提出物及び提出部数等

- （1）技術提案申請書（様式1） 1部
- （2）技術提案書（様式2～5） 1部
- （3）技術提案書の電子ファイル 1式
- （4）競争加入者の概要（要覧、会社案内等） 1部
- （5）最新の財務諸表等の資料 1部
- （6）審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し 1部
- （7）評価項目及び評価基準にある「賃上げを実施する企業に関する指標」における従業員への賃金引上げ計画の表明書（任意）（様式6） 1部

※（4）及び（5）については、様式4に添付のうえ提出すること。